



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名　　イソライト工業株式会社
代 表 者　　代表取締役社長 窪田行利
 (コード番号 5358 東証第一部)
問 合 せ 先　取締役総務部長 山脇敏弘
 (TEL. 06-7711-5801)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 126 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日　平成 28 年 6 月 28 日(火)

定款変更の効力発生日　平成 28 年 6 月 28 日(火)

4. その他

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、平成 28 年 3 月 10 日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」および、平成 28 年 4 月 19 日付の「役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

以上

【別紙】

(下線は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>第5条～第7条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の種類)</u></p> <p>第8条 <u>当社の株券の種類は取締役会の定めるところによる。</u></p> <p>第9条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 <u>当社に取締役3名以上を置く。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 <u>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>第5条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第8条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 <u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</u></p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>3 取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を若干名を選定する。</p> <p>取締役会の決議により、取締役会長及び社長各 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集しその議長となる。社長に事故があるときは予め取締役会が定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p><u>2 (現行どおり)</u></p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p><u>2 (現行どおり)</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第 25 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第 24 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p><u>第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役会規則)</u></p> <p><u>第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 26 条 (条文省略)</p>	<p>第 28 条 (現行どおり)</p>
<p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第 27 条 当会社に監査役 3 名以上を置く。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の選任)</u> 第 28 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u> 第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 補欠により選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u> 第 30 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 31 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議要件)</u> 第 32 条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> 第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 34 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>む。)の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第32条～第35条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第126期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>